

建築基準法施行令の一部を改正する政令

1. 改正の経緯

平成22年6月から開始した建築確認手続き等の運用改善により、相当程度建築確認手続き等の迅速化が図られたところであるが、今般、建築物等の安全性等を確保しつつ、さらなる建築活動の円滑化を図る観点から、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)を改正することとする。

2. 改正の概要

(1) 鉄筋コンクリート造の建築物等に係る構造関係規定の合理化(令第67条第1項、第73条第3項及び第77条第5号)

建築物の安全性を確保しつつさらなる建築活動の円滑化を図るため、構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合に柱の太さに関する規定を柔軟に適用できるようにするなどの改正を行う。



構造耐力上安全が確かめられれば適用しない

(2) 太陽光発電設備等十分な安全性が確保される工作物に係る建築基準法の適用除外(令第138条第1項)

太陽光発電設備等の工作物について、電気事業法等他法令により十分な安全性が確保される場合に、建築基準法の適用対象から除外し、二重規制状態を解消して手続きの合理化を図る。

(3) 大臣認定を受けた工作物についての仕様規定の一部適用除外(令第139条から第141条まで及び第143条)

国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって安全性が確かめられた工作物について、耐久性等関係規定を除く仕様規定の適用を除外する。

(4) その他所要の改正

3. 今後のスケジュール(予定)

閣議決定:平成23年3月25日(金)

施行:平成23年5月1日(日)(2(2)は、同年10月1日(土))